

平成 2 9 年 度 事 業 計 画 書

第 1 事業活動推進上の基本方針

- 1 共益目的「一般社団法人」として運営・管理の適正を期す。
- 2 国民の自主防犯活動を補完する産業として、「警備業務の適正」及び「警備員の資質向上」を図るための各種施策を推進する。
- 3 警備業界をめぐる「社会保険未加入問題」の諸課題に対し、関係機関と連携するなどして、適切に措置するとともに、未加入会員に対して加入の促進を図る。
- 4 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け関係機関・団体と協働して諸対策の推進を図る。
- 5 警備員教育の充実を図るため、時代の要請に合致した研修センターの整備構築を図る。
- 6 労働災害の絶無を期すため、セーフティフォーラムや安全パトロール活動等を通じ事故防止意識の共有と醸成を図る。
- 7 県民に見える社会貢献活動を関係機関・団体と連携して積極的に推進する。

第 2 事業内容

1 教育関連事業の推進

注：実施回数・人員欄の（増減）は、平成28年度事業との対比を示す。

(1) 公安委員会からの受託講習の実施（平成29年度一般競争入札の受託事業）

千葉県公安委員会との委託契約により、警備員指導教育責任者講習（新規取得講習、追加講習、現任講習）並びに機械警備業務管理者講習を実施する。

講習の種別		実施回数(増減)	人員(増減)
警備員指導教育 責任者	新規取得	8回	320名(80名)
	追加取得	4回	160名
	現任	8回	400名
機械警備業務管理者		1回	40名
合計		21回(-2回)	920名(-80名)

注：受講人員は、最大可能人員（協会研修所40名、ヴェルシオーネ若潮50名）

(2) 警備員特別講習事業センター主催の特別講習の開催

警備員特別講習事業センター（国家公安委員会登録講習機関）の計画に基づく、各種別の特別講習を開催し、検定資格者を養成するとともに、指導教育責任者による自社教育の支援及び事前講習の充実を図る。

特別講習の種別		実施回数(増減)	人員(増減)
施設警備業務	1級	1回(±0回)	90名(±0名)
施設警備業務	2級	4回(±0回)	400名(±0名)
交通誘導警備業務	2級	4回(±0回)	400名(±0名)
雑踏警備業務	1級	0回(±0回)	0名(±0名)
雑踏警備業務	2級	2回(±0回)	200名(±0名)
貴重品運搬警備業務	2級	1回(+1回)	100名(+100名)
合計		12回(+1回)	1,190名(+100名)

注1 受講人員は、最大可能人員を計上した。（2級1回、本講習80名+再講習20名）

(3) 新任教育等警備員教育の実施

警備員新任教育は原則毎週実施する。また、協会研修室での現任教育は開催計画に基づき実施し、警備業務の適正化及び警備員の知識、技能の向上を図る。また、出張現任教育（1回15名以上の受講者を対象）についても希望に応じて実施する。

種 別	実施回数 (増 減)	(1回当たりの実施時間)
新任教育	原則毎週	→ 3日間で24時間
現任教育	23回	→ 1日で8時間

注1 協会研修所で実施する新任・現任教育を計上した（出張現任教育を除く）。

注2 新任教育の人員が少ない場合は中止又は次回に編入とする。

(4) 警備員実戦塾の開催

検定取得希望者を対象とした実戦塾を開催し、警備員の資質及び合格率の向上を図る。

種 別	実施回数
施設警備業務2級	3回
交通誘導警備業務2級	3回

注1 開催通知は、その都度発出する。

注2 開催人員は、概ね20人以上40人以下とする。

注3 本実戦塾は、パイロット事業として位置づけ実施する。

(5) 経営者研修会の開催

会員会社の経営者等を対象とした経営者研修会を開催し、適正かつ健全な経営に資するとともに、コンプライアンスに裏打ちされた業界の構築を図る。

研 修 会 名	開 催 場 所	参 加 者
経営者研修会	ヴェルシオーネ若潮	経営者・管理者

(6) 千警協暴対協議会及び総会

千警協暴対協議会の顧問、役員等により暴力団等反社会勢力を排除するため協議会を兼ねて総会を開催する。

協議会・総会名	開 催 場 所	参 加 者
千警協暴対協議会総会	ヴェルシオーネ若潮	顧問、役員等

(7) セーフティフォーラムの開催

現場警備員の安全確保及び勤務環境の改善を図り、労災事故等の未然防止及び「警備の日」のメインイベントとして開催する。

大 会 名	開 催 場 所	参 加 者
セーフティフォーラム2017in千葉	ヴェルシオーネ若潮	経営者・管理者等

(8) 警備員指導教育責任者等研修会の開催

各社の教育の中核を担う警備員指導教育責任者等に対し、治安情勢、警備業務の適正実施について研修会を開催し、教育指導者としてより一層の能力向上を図る。

研 修 会 名	実 施 回 数	人 員
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者研修会	1 回	200名

(9) 教育幹部研修への参加

(一社) 全国警備業協会の主催する教育幹部研修会に参加し、教育体制の充実・強化を図る。

- (10) 警備員特別講習講師に対する研修
特別講習講師の講習技術等の研鑽のため、県内外における研修を行う。
- 2 各種社会活動の推進
- (1) ドライブレコーダーを活用した地域安全活動の推進
千葉県警察本部指導のもとドライブレコーダーを活用した地域安全活動を積極的に推進する。
- (2) 還付金詐欺等の水際防止に対する協力
還付金詐欺等の特殊詐欺の未然防止のため無人及びコンビニエンスストア等の ATM における高齢者への声掛け又は不審者の通報を積極的に推進する。
- (3) 【安全、安心まちづくり推進協議会】
○ 防犯パトロール隊出動式 ○ 防犯ボランティア県民大会
【交通安全運動推進協議会】
○ 各種交通事故防止対策の啓発活動 ○ 小学生あんぜんあんしんキャンペーン等の活動に積極的に参画する。
- (4) 千葉県、千葉県警察をはじめ、「千葉県防犯協会」、「千葉県暴力団追放県民会議」、「千葉県青少年協会」及び「千葉犯罪被害者支援センター」等の機関、団体と連携して、社会貢献活動を推進する。
- (5) 千葉県警察本部長との間で締結した災害時協定（締結：平成9年5月12日）に基づく、支援活動の実効性を高めるため、「千警協災害支援隊」を警察等関係機関が開催する総合防災訓練等へ積極的に参加する。
また、関東地区各都県警備業協会の「災害時における交通誘導、警戒業務に関する広域相互支援協定」（締結：平成10年11月5日）にも連携する。
- (6) 「千葉県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会」（設立：平成21年1月21日）の総会を開催するほか、関係機関と連携して諸対策を推進する。
- (7) 警備員の確保対策として、千葉労働局及びハローワーク千葉と共同して、募集リーフレット及び合同面接会等を開催し、就業支援を行う。
- (8) ブロック研究部会単位で、警察署が開催する防犯・交通等のイベントにボランティアとして積極的に参加して、業界の社会貢献度を高める。
- 3 適正業務の定着に向けた各種施策の推進
- (1) 総務委員会、教育委員会、労務委員会の開催に基づく、調査・研究及び会員への啓発活動を推進する。また、総務委員会に附置した青年部会の活動を積極的に推進する。
- (2) 経営者研修会等に千葉県警察本部、関係機関等の有識者を講師として招聘し、経営者教育の充実・強化を図る。
- (3) 適正業務の定着に必要な資料を作成・配布する。
- 4 安全衛生活動の推進
- (1) 警備員による労災事故の絶無を期すため、交通誘導警備指導部会を中心として、積極的かつ計画的に安全パトロールの推進を図る。
- (2) 「重大労災事故速報」等の資料を配付して、労災事故防止の意識高揚を図る。
- (3) セーフティフォーラムを開催し労働災害の絶無を期す。また、募集した労災防止論文、ポスター、標語等を活用するなど効果的な施策を推進して労働災害の絶無を期す。
- 5 広報・啓発活動等の推進
- (1) ホームページ等による広報、情報公開
ホームページに掲載して、協会、警備業界の広報活動を行うとともに、各種事業活動の情報を公開する。
- (2) 機関誌、新聞紙面等による警備業周知活動の推進

会報等の発行及び新聞による各種広報を実施し、安全・安心産業としての警備業の周知活動を展開する。

(3) 「きょうかいだより」による情報発信活動の推進

随時に「きょうかいだより」を作成して、会員会社の組織管理に役立つ各種情報を発信する。

(4) 11月1日の「警備の日」を業界内外に周知するための広報活動を積極的に推進する。

6 賞揚措置

協会運営に功労のあった役員、各警備会社の優良警備員及び警備員特別講習事業に貢献のあった警備会社・特別講習講師等に対する賞揚を行うとともに、事案処理・事故の未然防止等その功績が顕著で、警備業務の信頼と名誉を高めた警備員に対する賞揚を積極的に行う。

7 斡旋物資の販売

警備業務に関連する書籍、視聴覚教材、有資格者及び検定合格者バッジ等の斡旋、販売を行う。

8 新規会員加入促進活動の推進

改正警備業法の定着による適正業務の推進、交通誘導警備業務・雑踏警備業務等の配置基準を遵守し、また、警備員の資質向上等、県内警備業の健全な発展を図るため、機会あるごとに未加入会社に対する協会加入への促進活動を推進する。